

第 1 章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

本市ではこれまで、市の教育に関する大綱として、基本理念と基本方針を定め、その実現に向けて狭山市教育委員会が取り組むべき学校教育・生涯学習・生涯スポーツの方向性を明確にするため「第2次狭山市教育振興基本計画」を策定するとともに、個別計画として「第5次狭山市生涯学習基本計画」及び「狭山市スポーツ推進計画」を策定し、それぞれの施策を推進してきました。

この間、国では「第3期教育振興基本計画（平成30年度～令和4年度）」が策定され、教育を通じて生涯にわたる一人一人の「可能性」と「チャンス」を最大化することを今後の教育政策の中心に据えて取り組むことの必要性が示されました。

また、埼玉県では「第3期埼玉県教育振興基本計画（平成31年度～令和5年度）」が策定されました。

こうしたなか、「第2次狭山市教育振興基本計画」、「第5次狭山市生涯学習基本計画」、「狭山市スポーツ推進計画」は、それぞれの計画期間が令和2年度をもって終了したことから、これまでの各計画に基づく施策の成果の評価と課題、本市の教育を取り巻く情勢、さらには本市の最上位計画である「第4次狭山市総合計画後期基本計画」を踏まえるとともに、本市の教育行政の一体性をより明確にする観点から、「狭山市生涯学習基本計画」及び「狭山市スポーツ推進計画」を包含した一体的な計画とし、本市における教育のより一層の振興を図るため、『第3次狭山市教育振興基本計画』（以下「本計画」という。）を策定したものです。

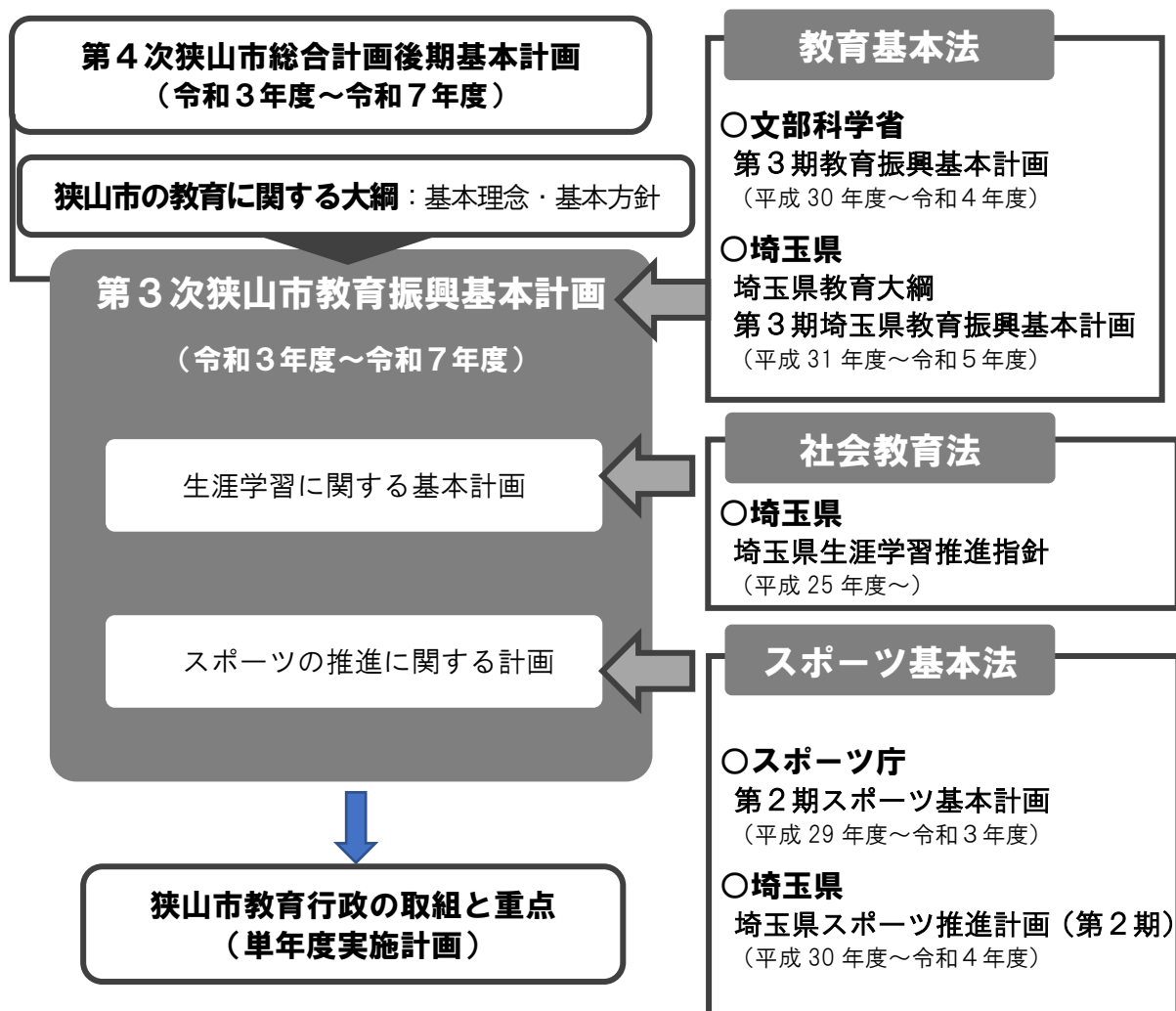
第2節 計画の位置付け

本計画は、教育基本法第17条に基づく教育の振興のための施策に関する基本的な計画です。

策定にあたっては国及び埼玉県教育振興基本計画を参酌するとともに、本市の上位計画である「第4次狭山市総合計画後期基本計画」との整合を図ったものです。

また、本計画には、本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定める「狭山市の教育に関する大綱」を、基本理念及び基本方針として位置付けるものとします。

なお、本市の教育行政の一体性をより明確にするため、これまで社会教育法及び埼玉県生涯学習推進指針を参酌し生涯学習分野の計画として策定してきた「狭山市生涯学習基本計画」と、スポーツ基本法に基づきスポーツ分野の計画として策定してきた「狭山市スポーツ推進計画」を包含した計画としました。



□教育の大綱の策定は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に規定されています。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（大綱の策定等）

第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱(以下単に「大綱」という。)を定めるものとする。

□教育振興基本計画の策定は、教育基本法第17条に規定されています。

教育基本法（抜粋）

（教育振興基本計画）

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

第3節 計画の期間

本計画の計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

なお、計画の進捗状況や教育を取り巻く社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

		期間（年度）								
		平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和	令和 5	令和 6	令和 7	令和 8
		2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
狭山市	第4次狭山市総合計画									次期計画 (令和8年度～)
	基本構想（平成28年度～令和7年度）									
	前期基本計画 (平成28年度～令和2年度)				後期基本計画 (令和3年度～令和7年度)					
	第2次 狭山市教育振興基本計画				第3次狭山市教育振興基本計画 (令和3年度～令和7年度)					次期計画 (令和8年度～)
	第5次狭山市生涯学習基本計画				↑↑ 狭山市スポーツ推進計画 一体化					
狭山市スポーツ推進計画										
国	第3期教育振興基本計画 (平成30年度～令和4年度)					次期計画 (令和5年度～)				
	平成29年度・平成30年度改定 学習指導要領 (平成30年度以降、幼稚園・小学校・中学校・高等学校で順次実施)									
	幼稚園 平成30年度～全面实施									
	小学校 令和2年度～全面实施									
県	中学校 令和3年度～全面实施									
	第2期計画	第3期埼玉県教育振興基本計画 (平成31年度～令和5年度)					次期計画 (令和6年度～)			

第4節 教育をめぐる情勢

1 社会情勢の変化

(1) 少子高齢化と人口減少

我が国の人口は、平成20年度をピークとして減少に転じており、高齢者の占める割合は増加し、子供の占める割合は減少し続けています。また、核家族世帯が増加し子供のいる世帯の割合が低下するなかで、教育分野においては、児童生徒数の減少、学校規模の縮小による学習面、生活面、学校運営面等への影響、家庭における子育てへの負担の増加、地域の教育力の低下などの問題が指摘されています。

埼玉県においては、現在も人口は増加傾向にあります。昭和40年代の人口急増の影響を受けて、後期高齢者の増加率が全国的に見ても高くなっています。また、14歳以下の子供の数は昭和57年をピークに減少が続いており、少子化が進行しています。

本市においては、平成6年をピークに人口は減少しており、高齢化率は31.6%（令和2年10月）となり、児童生徒数は、昭和60年をピークに減少し、令和2年にはピーク時の40%ほどの人数まで減少しています。

(2) 複雑で予測困難な社会の変化

21世紀は、新しい知識・情報・技術が、政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域における活動の基盤として飛躍的に重要性を増す社会、いわゆる知識基盤社会であると言われていています。社会の変化は加速度を増し、複雑で予測困難となっており、こうした変化はどのような職業や人生を選択するかに関わらず、全ての子供たちの生き方に影響するものとなっています。

また、令和2年から全世界的な規模で感染が拡大している新型コロナウイルス感染症は、産業構造や働き方の変化、人々の交流の抑制、感染拡大防止を念頭においた「新しい生活様式」の実践など、市民生活に様々な影響をもたらし、失業や解雇、虐待や孤立などの問題も発生しています。

このような事態の中、様々な情報や出来事を受け止め、主体的に判断しながら、社会の中で自分をどのように位置付け、社会をどう描くかを考え、他者と一緒に生き、課題を解決していくための力の育成が社会的な要請となっています。

(3) グローバル化の進展と人材の流動化

ICT*（情報通信技術）分野の技術革新や交通ネットワークの発達に伴い、国境を越えた人、モノ、情報のグローバル化の進展が加速しており、様々な分野で国際社会との相互連携、相互依存の関係が深まっています。

今後、国際社会において相手の立場を尊重しつつ、自分の考えや意志を表現できる基礎的な力として、外国語の習得や情報活用能力の育成が課題となっています。

(4) Society 5.0* (超スマート社会) の実現に向けた取り組みの要請

近年、IoT (モノのインターネット) やAI (人工知能) など、ICT* の分野における技術革新が一層進展し、国では、社会生活、経済活動が劇的に変わる Society 5.0 (超スマート社会) の実現を目指しており、学校教育においても、これに向けた教育改革や技術者の育成などの取り組みが求められています。

これに伴い、STEAM教育 (教科横断的な教育) といった新時代に対応するための教育内容や、教育分野における新しいテクノロジーを活用した取り組み (EdTech (エドテック) と呼ばれる。) など、これまでの教育の在り方に変化をもたらす可能性が示されています。他方、スマートフォンなどの普及に伴い、ICT の活用は子供の生活にも深く浸透しており、情報モラルの確立や氾濫する情報の適切な活用に向けた取り組みも求められています。

(5) SDGs* への取り組みの促進

貧困や紛争、人権の抑圧、感染症や、環境問題とこれに伴う自然災害への影響などの課題が地球規模で増大しています。グローバル化の進展に伴い、世界の国々との相互依存関係が高まっている中、これらの問題に対して一国のみではなく国際社会全体として、協力して取り組むことが求められています。

このような流れを受け、平成 27 年に国際連合において、「誰一人取り残されない、持続可能で多様性と包括性のある社会」の実現のため、2030 年を年限とする 17 の SDGs (持続可能な開発目標、Sustainable Development Goals) と 169 のターゲットを含む「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。貧困、気候変動、生物多様性やエネルギーなど、持続可能な社会* をつくるために取り組むべきビジョンや課題も網羅されており、地域社会においても取り組みが求められています。

2 子供を取り巻く環境の変化

(1) 地域・家庭の状況の変化

少子化の進行や社会環境の変化の中で、子供たちが学校外で一緒に遊ぶ機会や幅広い年齢の人々と触れ合う機会が減少しています。また、子育ての知識や経験、世代を超えた知恵の継承にも支障が生じており、子供たちの基本的な生活習慣や学習習慣、社会性などの育成に重要な役割を果たす地域の教育力の低下が課題となっています。また、子育てにおける保護者の孤立や家庭的背景による教育格差の問題もあります。こうしたことから、家庭及び地域における教育の役割を明確にするとともに、家庭の教育力、地域の教育力を高めるための支援が課題となっています。

(2) 経済的格差による子供の貧困

社会的・経済的格差の進行が指摘されており、日本の子供の7人に1人が貧困な環境に置かれていると言われる中、国や自治体などにおける子供の貧困対策の強化が図られています。今後、経済的な理由により進学できないなど、経済的な格差が進学の機会や学力の格差につながり、格差が世代を通じて固定化されることのないよう、全ての子供の学びを支援し、一人一人の能力を伸ばす教育をさらに充実させることが求められています。

3 教育政策の動向

(1) 国・県の動向

国では、平成30年6月に「第3期教育振興基本計画」を閣議決定しました。

この計画では、生涯にわたる一人一人の「可能性」と「チャンス」の最大化を、今後の教育政策の中心課題に据えて取り組む必要があるとした上で、「夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する」など5つの今後の教育政策に関する基本的な方針を設定し、教育政策の目標とその進捗状況を把握するための測定指標及び参考指標、必要となる施策群を示しています。

また、この計画では、生涯学習分野の目標として、人生100年時代*を見据えた生涯学習の推進、人々の暮らしの向上と社会の持続的発展のための学びの推進、職業に必要な知識やスキルを生涯を通じて身に付けるための社会人の学び直しの推進、障害者の生涯学習の推進の4点が掲げられています。

スポーツの分野については、平成23年6月に「スポーツ基本法」が制定されたことにより「スポーツ基本計画」を策定し、平成27年10月にスポーツ庁が発足し、平成29年には、「第2期スポーツ基本計画」を策定しました。

第2期計画では、多面にわたるスポーツの価値を広く国民に伝え、スポーツに関わる「スポーツ参画人口」を拡大し、スポーツを通じた健康増進や共生社会の実現、経済・地域の活性化など、他分野との連携・協力を通じて「一億総スポーツ社会」の実現に取り組むことを基本方針として提示しています。

また、中央教育審議会では、2020年代を通じて実現すべき「令和の日本型学校教育」の検討を進めており、新型コロナウイルス感染症等により、ますます予測困難な時代となる中、新しい時代の初等中等教育のあり方についての議論が進められています。

埼玉県では、平成31年に「第3期埼玉県教育振興基本計画」を策定しました。

この計画では、主体的に社会に関わり、多様な人々との交流を通じて、新たな価値を創造し、人生や社会の未来を切り拓くことのできる力を有し、社会の持続的な発展を支える担い手を育てていくという教育の使命を果たすため、「豊かな学びで未来を拓く埼玉教育」を基本理念として定め、計画の推進を図ることとしています。

また、生涯学習の分野については、平成25年に従来の県行政主体の「計画」としてではなく、10年先を見据え、その方策や重点的に支援する分野などを明らかにする「生涯学習推進指針」を策定しました。

スポーツの分野については、平成30年には「スポーツがつくる 活力ある埼玉」を基本理念とする「埼玉県スポーツ推進計画（第2期）」を策定し、第1期計画における取り組みの成果を踏まえ、ラグビーワールドカップ2019、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（2021年に延期）両大会の成功と高まるスポーツへの関心を更なるスポーツの振興へとつなげていくことを目指しています。

（2）学習指導要領の改訂

学習指導要領、幼稚園教育要領*が約10年ぶりに全面改訂され、小、中学校では平成30年度から移行期間となり、小学校は令和2年度から、中学校は令和3年度から全面実施となりました。今回の改訂では、子供が主体的に学ぶことの意味を感じながら、単に知識を記憶する学びにとどまらず、身に付けた力が様々な課題への対応に活かせることを実感できるような「主体的・対話的で深い学び」の導入と、「主体的・対話的で深い学び」を実現するために、学校が教育内容や時間の配分、教育資源の確保を通じて教育効果の最大化を図る「カリキュラム・マネジメント」の確立が重要なテーマとされています。また教育内容については、小学校における外国語の教科化や道徳の教科化が図られており、こうした新しい取り組みへの対応が進められています。

（3）学校における働き方改革

教育をめぐる社会情勢の変化に対応し、教育の充実を図る上で、教職員の資質の向上が不可欠の課題となるなかで、教職員の多忙な勤務状況が深刻な課題として注目されています。国においても、学校現場における業務改善のためのガイドラインの作成などの取り組みが進められていますが、多くの教員が、長時間労働に従事している実態とその常態化が報告されています。中央教育審議会の「学校における働き方改革特別部会」では、教員が担うべき業務の明確化が進められており、授業や授業準備等に集中し、教育の質を高められるような働き方改革を進める必要があります。

全国的に教職員の働き方改革は重要な課題となっており、本市においても教育のさらなる充実に向け、中心的な担い手となる教員が、本来の力を発揮できる環境づくりが求められています。